

(1) 千葉県市町村土地開発公社業務検査実施要綱

平成26年10月7日 総務部市町村課

(趣旨)

第1条 この要綱は、市町村等が公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号。以下「法」という。）第10条の規定により設立した土地開発公社（以下「公社」という。）に対する法第19条第2項の規定による業務及び資産の状況に関する報告及びこれに伴う検査（以下「業務検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(検査員)

第2条 業務検査を行う職員（以下「検査員」という。）は、総務部市町村課長（以下「課長」という。）並びに総務部市町村課職員のうち、市町村の行政、財政及び地方債を担当する者の中から課長がその都度指定する。

(実地検査の場所)

第3条 実地にて行う業務検査（以下「実地検査」という。）は、検査を受ける公社の事務所において行う。

(実地検査の方法)

第4条 実地検査は、別に定める市町村土地開発公社業務検査調査表、その他業務及び資産の状況がわかる書類を確認することにより行う。

(実地検査の実施)

第5条 実地検査は、課長が必要であると認めるときにこれを行う。

2 実地検査の期日は、課長が決定する。

(通知)

第6条 実地検査の期日を決定したときは、課長は当該期日から起算して、7日前までに、当該期日及び検査員の職氏名を公社の理事長及び公社の設立団体である市町村等（以下「関係市町村等」という。）の長に通知するものとする。

2 前項の公社の理事長に対する通知には、第4条に規定する市町村土地開発公社業務検査調査表を添付する。

(実地検査結果の処理)

第7条 検査員は、実地検査終了後速やかに検査の概要を復命しなければならない。

2 実地検査の結果、是正又は検討を要する事項がある場合は、検査員が口頭により指摘するものとする。

3 前項のほか、特に重要と認められる事項については、検査終了後30日以内に文書で検査を受けた公社の理事長に通知する。

4 前項の通知については、その写しを関係市町村等の長に送付する。

5 課長は、第3項の通知を受けた公社の理事長に対し、通知を受けた日から30日以内に、その措置状況及び改善状況について報告を求めるものとする。

6 前項の報告の結果、なお必要と認められる場合は、再度業務検査を実施する。

(書面検査)

第8条 業務検査は、実地検査のほか、必要に応じて書面により行う。

2 前項の書面による検査結果の処理については、前条の例による。

附 則

1. この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

2. 千葉県市町村開発公社等業務検査実施要綱は、廃止する。